医師偏在指標（令和８年４月公表）

参考２－２

（二次医療圏別）　上位33.3%　下位33.3%　中位33.3%でへき地尺度が上位10%

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標	へき地尺度
00	全国	全国	266.8	
0101	北海道	南渡島	214.2	0.0196
0102	北海道	南檜山	156.3	0.0964
0103	北海道	北渡島檜山	134.6	0.2801
0104	北海道	札幌	293.4	0.0100
0105	北海道	後志	209.1	0.2194
0106	北海道	南空知	177.1	0.1779
0107	北海道	中空知	199.0	0.2805
0108	北海道	北空知	173.6	0.3038
0109	北海道	西胆振	194.6	0.0676
0110	北海道	東胆振	174.9	0.0020
0111	北海道	日高	129.0	0.0091
0112	北海道	上川中部	295.2	0.1050
0113	北海道	上川北部	201.6	0.3025
0114	北海道	富良野	158.0	0.1755
0115	北海道	留萌	173.0	0.3172
0116	北海道	宗谷	167.6	0.3088
0117	北海道	北網	152.4	0.0292
0118	北海道	遠紋	148.4	0.1043
0119	北海道	十勝	193.0	0.0166
0120	北海道	釧路	160.9	0.0091
0121	北海道	根室	124.5	0.1617
0201	青森県	津軽地域	259.7	0.0906
0202	青森県	八戸地域	179.3	0.0006
0203	青森県	青森地域	186.0	0.2479
0204	青森県	西北五地域	170.0	0.1154
0205	青森県	上十三地域	134.2	0.0877
0206	青森県	下北地域	187.1	0.0023
0301	岩手県	盛岡	257.8	0.0049
0302	岩手県	岩手中部	157.4	0.0243
0303	岩手県	胆江	176.2	0.0020
0304	岩手県	両磐	147.8	-0.0005
0305	岩手県	気仙	160.9	0.0041
0306	岩手県	釜石	129.6	0.0018
0307	岩手県	宮古	128.3	0.0049
0308	岩手県	久慈	148.2	0.0057
0309	岩手県	二戸	205.1	0.0035

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標	へき地尺度
0401	宮城県	仙南	197.3	0.0020
0403	宮城県	仙台	302.6	-0.0022
0406	宮城県	大崎・栗原	190.3	0.0110
0409	宮城県	石巻・登米・気仙沼	186.2	0.0045
0501	秋田県	県北	152.8	0.0411
0502	秋田県	県央	262.3	0.0140
0503	秋田県	県南	165.7	0.1144
0601	山形県	村山	256.3	0.1000
0602	山形県	最上	140.3	0.3015
0603	山形県	置賜	194.3	0.3040
0604	山形県	庄内	178.0	0.0554
0701	福島県	県北	315.1	0.0000
0702	福島県	県中	199.2	0.0014
0703	福島県	県南	194.1	0.0009
0706	福島県	相双	210.6	0.0030
0707	福島県	いわき	173.6	0.0012
0708	福島県	会津・南会津	179.9	0.1257
0801	茨城県	水戸	234.0	0.0002
0802	茨城県	日立	132.3	0.0001
0803	茨城県	常陸太田・ひたちなか	130.4	0.0010
0804	茨城県	鹿行	145.2	0.0018
0805	茨城県	土浦	196.4	0.0005
0806	茨城県	つくば	367.5	0.0002
0807	茨城県	取手・竜ヶ崎	160.0	0.0001
0808	茨城県	筑西・下妻	157.5	0.0017
0809	茨城県	古河・坂東	144.4	-0.0004
0901	栃木県	県北	171.2	0.0017
0902	栃木県	県西	207.9	0.0017
0903	栃木県	宇都宮	194.8	-0.0033
0904	栃木県	県東	201.1	0.0020
0905	栃木県	県南	363.4	-0.0004
0906	栃木県	両毛	187.5	-0.0006

※**上位33.3%の閾値を236.0、下位33.3%の閾値を193.7**と設定している。

※①医師偏在指標が下位33.3%に該当する区域、②医師偏在指標が中位33.3%に該当する区域のうちへき地尺度が特に高い区域（上位10%）を医師少数区域と設定することとする。

医師偏在指標（令和８年４月公表）

（二次医療圏別）　上位33.3%　下位33.3%　中位33.3%でへき地尺度が上位10%

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標	へき地尺度
1001	群馬県	前橋	364.4	-0.0016
1002	群馬県	渋川	204.2	0.0011
1003	群馬県	伊勢崎	181.6	-0.0016
1004	群馬県	高崎・安中	225.8	-0.0021
1005	群馬県	藤岡	203.5	0.0025
1006	群馬県	富岡	188.2	0.0017
1007	群馬県	吾妻	159.4	0.0026
1008	群馬県	沼田	220.0	0.0290
1009	群馬県	桐生	183.5	0.0003
1010	群馬県	太田・館林	153.8	-0.0010
1101	埼玉県	南部	204.0	-0.0137
1102	埼玉県	南西部	187.7	-0.0123
1103	埼玉県	東部	199.9	-0.0065
1104	埼玉県	さいたま	250.5	-0.0084
1105	埼玉県	県央	198.6	-0.0056
1106	埼玉県	川越比企	240.4	-0.0027
1107	埼玉県	西部	239.3	-0.0051
1108	埼玉県	利根	147.1	-0.0017
1109	埼玉県	北部	149.2	-0.0009
1110	埼玉県	秩父	149.7	0.0010
1201	千葉県	千葉	294.0	-0.0072
1202	千葉県	東葛南部	196.7	-0.0114
1203	千葉県	東葛北部	199.7	-0.0073
1204	千葉県	印旛	233.6	-0.0013
1205	千葉県	香取海匝	212.3	0.0009
1206	千葉県	山武長生夷隅	147.2	0.0011
1207	千葉県	安房	383.1	0.0018
1208	千葉県	君津	179.3	0.0010
1209	千葉県	市原	222.6	-0.0002

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標	へき地尺度
1301	東京都	区中央部	772.4	-0.0212
1302	東京都	区南部	399.2	-0.0231
1303	東京都	区西南部	396.1	-0.0220
1304	東京都	区西部	554.8	-0.0261
1305	東京都	区西北部	314.4	-0.0251
1306	東京都	区東北部	216.2	-0.0184
1307	東京都	区東部	293.0	-0.0227
1308	東京都	西多摩	143.6	-0.0024
1309	東京都	南多摩	165.1	-0.0088
1310	東京都	北多摩西部	251.1	-0.0107
1311	東京都	北多摩南部	318.4	-0.0146
1312	東京都	北多摩北部	209.8	-0.0131
1313	東京都	島しょ	126.2	0.4611
1404	神奈川県	川崎北部	319.8	-0.0144
1405	神奈川県	川崎南部	342.0	-0.0228
1406	神奈川県	横須賀・三浦	253.1	-0.0037
1407	神奈川県	湘南東部	215.8	-0.0107
1408	神奈川県	湘南西部	261.9	-0.0055
1409	神奈川県	県央	173.7	-0.0079
1410	神奈川県	相模原	229.3	-0.0087
1411	神奈川県	県西	182.6	-0.0012
1412	神奈川県	横浜	265.1	-0.0156
1501	新潟県	下越	154.7	0.0566
1502	新潟県	新潟	248.4	0.0271
1503	新潟県	県央	158.3	0.0830
1504	新潟県	中越	175.9	0.2035
1505	新潟県	魚沼	172.9	0.3017
1506	新潟県	上越	178.5	0.2747
1507	新潟県	佐渡	160.5	0.2243
1601	富山県	新川	213.6	0.0110
1602	富山県	富山	292.5	0.0951
1603	富山県	高岡	218.1	-0.0007
1604	富山県	砺波	212.8	0.1141
1701	石川県	南加賀	213.1	0.0190
1702	石川県	石川中央	320.8	0.0166
1703	石川県	能登中部	214.6	0.0020
1704	石川県	能登北部	169.5	0.0046

※**上位33.3%の閾値を236.0、下位33.3%の閾値を193.7**と設定している。

※①医師偏在指標が下位33.3%に該当する区域、②医師偏在指標が中位33.3%に該当する区域のうちへき地尺度が特に高い区域（上位10%）を医師少数区域と設定することとする。

医師偏在指標（令和８年４月公表）

（二次医療圏別）　上位33.3%　下位33.3%　中位33.3%でへき地尺度が上位10%

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標	へき地尺度
1801	福井県	福井・坂井	327.4	-0.0001
1802	福井県	奥越	166.9	0.3015
1803	福井県	丹南	164.0	0.0424
1804	福井県	嶺南	205.6	0.0015
1901	山梨県	中北	294.7	-0.0004
1902	山梨県	峡東	187.5	0.0007
1903	山梨県	峡南	218.7	0.0025
1904	山梨県	富士・東部	207.4	0.0020
2001	長野県	佐久	253.5	0.0013
2002	長野県	上小	174.2	0.0004
2003	長野県	諏訪	237.2	-0.0023
2004	長野県	上伊那	166.6	0.0018
2005	長野県	飯伊	177.7	0.0004
2006	長野県	木曽	222.8	0.0050
2007	長野県	松本	329.7	-0.0001
2008	長野県	大北	225.7	0.0997
2009	長野県	長野	207.0	0.0276
2010	長野県	北信	216.9	0.1518
2101	岐阜県	岐阜	276.5	-0.0042
2102	岐阜県	西濃	195.0	0.0051
2103	岐阜県	中濃	204.6	-0.0007
2104	岐阜県	東濃	220.5	-0.0005
2105	岐阜県	飛騨	189.0	0.0839
2201	静岡県	賀茂	122.9	0.0018
2202	静岡県	熱海伊東	226.8	0.0018
2203	静岡県	駿東田方	219.2	-0.0025
2204	静岡県	富士	171.0	-0.0020
2205	静岡県	静岡	255.1	-0.0045
2206	静岡県	志太榛原	206.9	-0.0004
2207	静岡県	中東遠	189.7	0.0003
2208	静岡県	西部	278.0	-0.0012

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標	へき地尺度
2302	愛知県	海部	205.5	-0.0020
2304	愛知県	尾張東部	334.6	-0.0042
2305	愛知県	尾張西部	213.7	-0.0028
2306	愛知県	尾張北部	195.5	-0.0034
2307	愛知県	知多半島	220.1	-0.0014
2308	愛知県	西三河北部	218.8	0.0007
2309	愛知県	西三河南部西	213.1	-0.0025
2310	愛知県	西三河南部東	206.8	-0.0030
2311	愛知県	東三河北部	199.3	0.0032
2312	愛知県	東三河南部	186.6	-0.0043
2313	愛知県	名古屋・尾張中部	330.7	-0.0103
2401	三重県	北勢	228.5	-0.0021
2402	三重県	中勢伊賀	275.9	-0.0003
2403	三重県	南勢志摩	248.2	0.0073
2404	三重県	東紀州	164.3	0.0033
2501	滋賀県	大津	399.9	-0.0035
2502	滋賀県	湖南	272.0	-0.0028
2503	滋賀県	甲賀	160.0	0.0001
2504	滋賀県	東近江	225.9	-0.0004
2505	滋賀県	湖東	197.6	-0.0002
2506	滋賀県	湖北	225.1	0.0203
2507	滋賀県	湖西	226.7	0.0026
2601	京都府	丹後	162.8	0.0019
2602	京都府	中丹	201.8	0.0001
2603	京都府	南丹	188.9	0.0018
2604	京都府	京都・乙訓	396.9	-0.0138
2605	京都府	山城北	219.6	-0.0037
2606	京都府	山城南	149.5	0.0010
2701	大阪府	豊能	374.2	-0.0116
2702	大阪府	三島	287.5	-0.0103
2703	大阪府	北河内	249.6	-0.0125
2704	大阪府	中河内	240.5	-0.0110
2705	大阪府	南河内	296.7	-0.0054
2706	大阪府	堺市	230.6	-0.0107
2707	大阪府	泉州	227.0	-0.0059
2708	大阪府	大阪市	347.7	-0.0210

※**上位33.3%の閾値を236.0、下位33.3%の閾値を193.7**と設定している。

※①医師偏在指標が下位33.3%に該当する区域、②医師偏在指標が中位33.3%に該当する区域のうちへき地尺度が特に高い区域（上位10%）を医師少数区域と設定することとする。

医師偏在指標（令和８年４月公表）

（二次医療圏別）　上位33.3%　下位33.3%　中位33.3%でへき地尺度が上位10%

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標	へき地尺度
2801	兵庫県	神戸	349.6	-0.0115
2804	兵庫県	東播磨	228.4	-0.0062
2805	兵庫県	北播磨	218.1	0.0012
2808	兵庫県	但馬	258.4	0.0031
2809	兵庫県	丹波	223.3	0.0020
2810	兵庫県	淡路	245.7	0.0039
2811	兵庫県	阪神	281.3	-0.0103
2812	兵庫県	播磨姫路	237.0	-0.0001
2901	奈良県	奈良	271.2	-0.0055
2902	奈良県	東和	295.3	0.0002
2903	奈良県	西和	224.4	-0.0050
2904	奈良県	中和	321.5	-0.0022
2905	奈良県	南和	264.8	0.0067
3001	和歌山県	和歌山	363.8	-0.0036
3002	和歌山県	那賀	213.1	-0.0003
3003	和歌山県	橋本	274.8	0.0014
3004	和歌山県	有田	188.5	0.0025
3005	和歌山県	御坊	237.8	0.0041
3006	和歌山県	田辺	239.9	0.0044
3007	和歌山県	新宮	188.6	0.0027
3101	鳥取県	東部	231.4	0.0025
3102	鳥取県	中部	213.2	0.0023
3103	鳥取県	西部	357.6	0.0016
3201	島根県	松江	262.9	0.0004
3202	島根県	雲南	155.4	0.0039
3203	島根県	出雲	418.0	0.0013
3204	島根県	大田	201.2	0.0054
3205	島根県	浜田	241.2	0.0030
3206	島根県	益田	212.5	0.0041
3207	島根県	隠岐	236.4	0.2727
3301	岡山県	県南東部	331.3	0.0010
3302	岡山県	県南西部	301.8	0.0048
3303	岡山県	高梁・新見	172.9	0.0019
3304	岡山県	真庭	182.2	0.0028
3305	岡山県	津山・英田	212.0	0.0023

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標	へき地尺度
3401	広島県	広島	310.4	-0.0028
3402	広島県	広島西	247.2	0.0937
3403	広島県	呉	283.7	-0.0001
3404	広島県	広島中央	195.7	0.0207
3405	広島県	尾三	217.6	0.0056
3406	広島県	福山・府中	200.7	0.0000
3407	広島県	備北	240.2	0.0046
3501	山口県	岩国	224.7	0.0081
3502	山口県	柳井	168.3	0.0364
3503	山口県	周南	197.1	0.0006
3504	山口県	山口・防府	233.8	-0.0005
3505	山口県	宇部・小野田	325.2	-0.0013
3506	山口県	下関	249.2	0.0010
3507	山口県	長門	189.2	0.0046
3508	山口県	萩	177.3	0.0368
3601	徳島県	東部	325.1	-0.0011
3603	徳島県	南部	248.2	0.0060
3605	徳島県	西部	182.1	0.0034
3702	香川県	小豆	153.8	0.2412
3706	香川県	東部	318.5	0.0032
3707	香川県	西部	224.0	0.0291
3801	愛媛県	宇摩	211.5	0.0025
3802	愛媛県	新居浜・西条	210.1	0.0011
3803	愛媛県	今治	211.7	0.0460
3804	愛媛県	松山	320.3	0.0117
3805	愛媛県	八幡浜・大洲	183.4	0.0055
3806	愛媛県	宇和島	203.0	0.0094
3901	高知県	安芸	260.3	0.0031
3902	高知県	中央	321.3	0.0008
3903	高知県	高幡	198.5	0.0048
3904	高知県	幡多	213.3	0.0064

※**上位33.3%の閾値を236.0、下位33.3%の閾値を193.7**と設定している。

※①医師偏在指標が下位33.3%に該当する区域、②医師偏在指標が中位33.3%に該当する区域のうちへき地尺度が特に高い区域（上位10%）を医師少数区域と設定することとする。

医師偏在指標（令和８年４月公表）

（二次医療圏別）　上位33.3%　下位33.3%　中位33.3%でへき地尺度が上位10%

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標	へき地尺度
4001	福岡県	福岡・糸島	380.1	-0.0053
4002	福岡県	粕屋	235.5	-0.0009
4003	福岡県	宗像	192.3	0.0049
4004	福岡県	筑紫	261.5	-0.0071
4005	福岡県	朝倉	213.0	0.0016
4006	福岡県	久留米	417.7	-0.0014
4007	福岡県	八女・筑後	222.6	0.0005
4008	福岡県	有明	235.9	-0.0009
4009	福岡県	飯塚	354.2	-0.0003
4010	福岡県	直方・鞍手	202.8	0.0003
4011	福岡県	田川	195.4	-0.0008
4012	福岡県	北九州	319.4	-0.0043
4013	福岡県	京築	161.6	0.0020
4101	佐賀県	中部	358.6	-0.0012
4102	佐賀県	東部	193.2	-0.0025
4103	佐賀県	北部	243.4	0.0133
4104	佐賀県	西部	177.3	0.0013
4105	佐賀県	南部	260.4	0.0013
4201	長崎県	長崎	375.9	0.0024
4202	長崎県	佐世保県北	245.5	0.0206
4203	長崎県	県央	288.9	-0.0002
4204	長崎県	県南	191.9	0.0004
4206	長崎県	五島	233.7	0.2578
4207	長崎県	上五島	247.8	0.2796
4208	長崎県	壱岐	240.6	0.2299
4209	長崎県	対馬	276.8	0.2248
4302	熊本県	宇城	167.4	0.0018
4303	熊本県	有明	206.0	0.0012
4304	熊本県	鹿本	207.5	0.0012
4305	熊本県	菊池	201.3	0.0003
4306	熊本県	阿蘇	194.9	0.0032
4308	熊本県	八代	247.6	0.0004
4309	熊本県	芦北	260.5	0.0028
4310	熊本県	球磨	204.9	0.0015
4311	熊本県	天草	201.1	0.0157
4312	熊本県	熊本・上益城	316.0	-0.0026

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標	へき地尺度
4401	大分県	東部	288.1	0.0015
4403	大分県	中部	303.3	-0.0014
4405	大分県	南部	209.3	0.0262
4406	大分県	豊肥	212.6	0.0028
4408	大分県	西部	173.8	0.0017
4409	大分県	北部	214.6	0.0025
4501	宮崎県	宮崎東諸県	327.1	-0.0037
4502	宮崎県	都城北諸県	181.4	-0.0015
4503	宮崎県	延岡西臼杵	188.8	0.0027
4504	宮崎県	日南串間	211.9	0.0010
4505	宮崎県	西諸	163.9	0.0030
4506	宮崎県	西都児湯	158.5	0.0020
4507	宮崎県	日向入郷	152.0	0.0003
4601	鹿児島県	鹿児島	381.8	0.0163
4603	鹿児島県	南薩	200.3	0.0004
4605	鹿児島県	川薩	215.2	0.0607
4606	鹿児島県	出水	188.0	0.0073
4607	鹿児島県	姶良・伊佐	184.6	0.0007
4609	鹿児島県	曽於	141.7	0.0037
4610	鹿児島県	肝属	175.3	0.0015
4611	鹿児島県	熊毛	140.5	0.3259
4612	鹿児島県	奄美	178.4	0.3080
4701	沖縄県	北部	245.0	0.0494
4702	沖縄県	中部	263.2	0.0007
4703	沖縄県	南部	339.2	0.0742
4704	沖縄県	宮古	217.1	0.2449
4705	沖縄県	八重山	237.3	0.3177

（医師偏在指標について）

医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込めているものではない。

このため、医師偏在指標の活用に当たっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に理解した上で、活用する必要がある。

※**上位33.3%の閾値を236.0、下位33.3%の閾値を193.7**と設定している。

※①医師偏在指標が下位33.3%に該当する区域、②医師偏在指標が中位33.3%に該当する区域のうちへき地尺度が特に高い区域（上位10%）を医師少数区域と設定することとする。